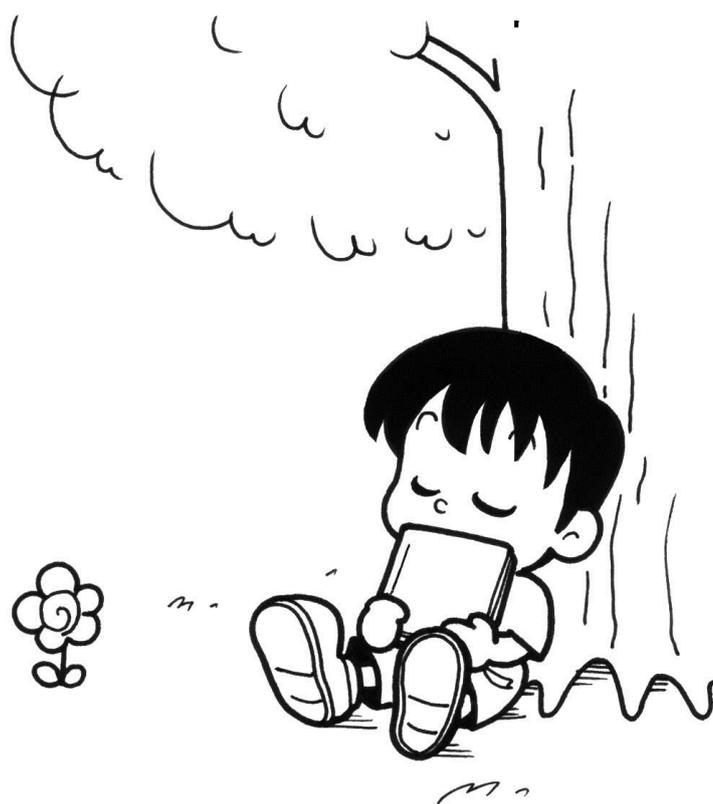


ひろげよう子どものせかい

南アルプス市

子どもの読書活動推進計画

(第3次)



平成29年3月

南アルプス市教育委員会

はじめに

子どもにとっての読書は、言葉を学んだり、想像力を高めたりする原動力となり、豊かな生活体験を与えてくれます。また、読書から知り得た世界は、創造性や生きる力の基本となります。そしてそれらは、子どもの豊かな心を育み、健やかな成長を促すための起因となり、極めて重要な役割を果たします。そのためには、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりを推進していくことが大切です。

平成17年7月に制定された文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）でも地方公共団体の責務として、文字・活字文化にふれることができる機会の提供、その他必要な環境整備に努めることが明記されています。また平成20年には、教育基本法の改正に伴い図書館法が改正され、図書館奉仕のための留意事項に、家庭教育の向上に資することが追加されました。

本市では平成19年3月に「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」を策定し、未来を担うすべての子どもたちが読書をする楽しみ、喜びを実感し、自主的に読書をおこなうことができるよう、家庭・地域・学校等と連携を図りながら、積極的に子どもの読書活動推進に取り組んできました。

また、平成24年3月には、平成19年度から平成23年度までの第1次の計画期間中の成果と課題を検証する中で「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」（第2次）を策定し、継続的に子どもの読書活動を推進してきました。

第1次、第2次の計画期間中において、学校では、一斉読書の実施や保護者やボランティアの協力による読書活動の拡大を図り、保育所等では、日常的に本の読み聞かせがおこなわれるよう取り組み、読書環境を整備してきました。また、市立図書館では、家庭・保育所・学校等における読書活動を支援するとともに、子どもと子どもを取り巻く大人たちに向けた事業を展開してきました。

今後も、これまでの計画に基づいて取り組んできた成果と課題を明確にし、子どもの読書活動推進のための、さらなる取り組みを継続していくことが必要であると考えています。

目 次

第1章	計画策定の背景	
1	子どもの読書活動の意義	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画のめざすもの	2
4	計画の期間	2
第2章	前計画における取組・成果と課題	
1	家庭における取組・成果と課題	2
2	市立図書館における取組・成果と課題	4
3	児童館・放課後児童クラブにおける取組・成果と課題	7
4	保育所・幼稚園・認定こども園における取組・成果と課題	8
5	小学校・中学校・高等学校における取組・成果と課題	9
第3章	子どもの読書活動推進のための方策	
1	家庭における読書活動の推進	11
2	市立図書館における読書活動の推進	11
3	児童館・放課後児童クラブにおける読書活動の推進	14
4	保育所・幼稚園・認定こども園における読書活動の推進	15
5	小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進	16
第4章	推進体制の整備と広報・啓発の推進	
1	関係機関等の連携	18
2	ボランティア・民間団体との協働	18
3	広報・啓発の推進	19
第5章	計画の推進に向けて	
1	成果指標	20
参考資料		
1	子どもの読書活動の推進に関する法律	21
2	南アルプス市子どもの読書活動推進協議会設置要綱	24
3	南アルプス市子どもの読書活動推進協議会委員名簿	25
4	活動施設一覧	26
5	子どもの読書活動に関するアンケート調査 2015	27

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

子どもたちは、読書活動をとおして言葉を学び、豊かな想像力や多くの知恵を身につけていきます。また、物語の登場人物に同化してその人間の悲しみ、苦しみ、喜びを共にしていく体験は、人生をより豊かにし、生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。すべての子どもたちが、「いつでも」「どこでも」「だれでも」読書を楽しむことができるよう社会全体で環境を整え、その推進を図っていくことが重要です。

2 計画の位置づけ

子どもの読書活動を社会全体で支援するために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。これに基づいて、国では平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が、県では平成17年3月に「山梨県子ども読書活動推進実施計画」が策定されました。

本市においても国の基本方針や県の計画をふまえ、平成19年度から23年度までの5か年計画として「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。引き続き平成24年3月には、前計画の成果と課題を検証する中で、平成24年度から28年度までの5か年計画として「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」（第2次）を策定し、継続的に子どもの読書活動を推進してきました。

また本市では、平成20年度に子どもの読書活動推進協議会を設置し、「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・図書館・学校等と連携し、子どもの読書活動推進に取り組んできました。

この間には、「教育基本法」「図書館法」の改正に伴い関連法が整備され、また国においては、平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第3次）が策定されました。

このような状況から、前計画の成果と課題や平成27年7月に実施したアンケート調査結果をふまえ、引き続き子どもの読書活動を推進していくために、前計画を基本にして「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」（第3次）を策定します。

3 計画のめざすもの

(1) 子どもの自主的な読書活動の推進

子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身につけていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進します。

(2) 家庭・地域・図書館・学校等の連携

関係機関・民間団体等が連携し、相互に協力して子どもの読書活動のための取り組みを推進します。

(3) 子どもが読書に親しむ環境の整備・充実

読書活動を広め、読書体験を深めることができるような環境づくりに努めます。

(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

4 計画の期間

この計画は、平成29年度から平成33年度までの5か年間とします。その後についても継続して見直していきます。

第2章 前計画における取組・成果と課題

平成24年度から5か年計画で策定した「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」(第2次)に基づき、子どもが小さいときから身近な場所で本にふれ、読書を楽しむことができ、自主的な読書活動ができるような環境づくりを推進するために、家庭や地域・学校等がそれぞれ取り組むべき具体的な方策を計画的に推進していくことを目的に取り組んできました。

1 家庭における取組・成果と課題

(1) 取組状況

- 読み聞かせや親子読書の普及
- 読書時間の設定と共有
- 家族で一緒に図書館等に出かけることの普及
- 子どもに適した本・興味のある本の推薦
- 身近に本を置くなど、家庭の読書環境整備の推進
- 子どもをとりまく大人たちへの読書の普及
- おはなし会などの地域や図書館行事への参加

(2) 成果と課題

① 未就学の乳幼児

保健事業と連携した乳幼児のための「¹⁾親子プレイルーム」や市内に生まれるすべての赤ちゃんに絵本を手渡す「²⁾ブックスタート事業」が展開され定着してきています。「子どもの読書活動に関するアンケート調査2015」の結果によると、4ヶ月児健診時にプレゼントされた2冊の本は、前回のアンケート同様1歳6ヶ月までに、ほとんどの家庭で読まれていることがわかります。ブックスタートをきっかけに、74%の家庭でわが子に本を読んであげる機会が増えたと答えており、本をとおして赤ちゃんとおふれあう時間が増えることにつながったと考えられます。さらにブックスタートが図書館利用やおはなし会の参加につながるように、継続した取り組みが必要です。

「子どもの読書活動に関するアンケート調査2015」の3歳児保護者のアンケート結果によると、97%とほとんどの子どもたちが本好きで、91%の家庭で「週1回以上本を読んでいる」と答えています。この結果は前回の調査より上回っており、多くの家庭で本を好きになる環境づくりがなされていることがうかがえます。また、97%の保護者が本を読むことが大切だと考え、「どうすれば本を読むようになると思うか」という問いに対して、77%の保護者が「大人が読んであげる」を選んでおり、読み聞かせの大切さも感じています。保護者や周囲の大人たちが読書に親しんでいる姿を、普段から子どもたちに見せることの大切さも、多くの保護者が認識しています。

また、保育所・幼稚園・認定こども園の施設対象アンケート結果によると、家庭への図書の貸し出しが5年前に比べ23%から67%と大きく増えており、家庭での読書環境が更に充実してきていることがわかります。

絵本をとおして得られる親子のふれあいは、親子の絆を深め、子どもの心に安心感や幸福感を与えます。保育園・幼稚園・認定こども園・地域における子育て支援の場など、あらゆる機会を通じての取り組みを促進し、家庭の中で日常的に読書の習慣づけをしていくことが大切です。

② 小学校・中学校に通う子ども

「子どもの読書活動に関するアンケート調査2015」から、小中学生の家庭における読書の状況がうかがえます。読みたい本の入手方法についての問いに対して、「両親や家族に買ってもらう」の数值が小学校では25%であり、学校図書館や公立図書館からの入手が56%で図書館の役割の大きさを

1) 親子プレイルーム 1歳8ヶ月から2歳の幼児と保護者が子育てについて学習する場として楡形母子愛育会が開催している事業

2) ブックスタート事業 赤ちゃんとその保護者が絵本を介してふれあいを深める子育て支援事業

示しています。中学校では買ってもらいが30%を占め、大きくなるに従って自分に興味のある本を見つけて購入するという傾向が見られます。

また、両親・祖父母・兄弟に本を読んでもらった経験を持つ子どもは、小学生94%、中学生90%と高い数値を示しています。反面、「読んでもらったことがない」の数値は見逃せません。前回の調査とほとんど変化なく、小学生で6%、中学生で10%の子どもたちが本を読んでもらったことがないという状況です。平成29年度から実施する³⁾セカンドブック事業による幼児期から学童期へとつなげる読書の推進に期待します。

保護者への「本を読むことが大切だと思いますか」の問いに対して、小中学生保護者のほとんどが家庭で本を読むことが大切だと思っていることがわかります。家庭での読書の大切さを伝えていく中で、一人でも多くの子どもたちが読書の楽しみ、家族のふれあいを享受できるようになることが必要です。

③ 高等学校に通う子ども

市内の高校生の家庭における読書状況が把握できないのが現状です。平成27年度の市立図書館の16歳から18歳までの貸出数は全貸出数の0.88%という数値を示しており、年齢別統計の一番低い現状になっています。市内の2つの高等学校のアンケート結果によると、学校では継続した一斉読書をおこなっていますが、家庭において読書の時間を確保することが難しいことがこの数値からうかがえます。

2 市立図書館における取組・成果と課題

(1) 取組状況

① 乳幼児サービス

○ブックスタート事業の実施

「赤ちゃん向け絵本」や「図書館ですすめる赤ちゃん絵本リスト」の配布とミニおはなし会の開催など、絵本をとおして保護者と赤ちゃんとのふれあう時間の推進

○赤ちゃん向けおはなし会の実施

○親子プレイルームでの絵本の魅力や読み聞かせについての講座の実施

○子育て支援グループでの赤ちゃん向け出前おはなし会の実施

³⁾ セカンドブック事業 ブックスタートのフォローアップ事業として、3歳児健診や小学校入学時などに、年齢にあった本を新たに手渡す事業

② 幼児向けサービス

- おはなし会の実施
- 「⁴⁾ 子ども読書の日」や「⁵⁾ 子どもの読書週間」におけるしおりの配布、
図書館スタンプラリーの実施や絵本の福袋の貸出
- 絵本作家による講演会・子どもフェスタ・クリスマス会などの開催
- おすすめの本やその紹介文の展示
- 保育所や幼稚園等の園児来館時のおはなし会と団体貸出の実施
- 保育所・幼稚園・認定こども園への図書館職員がすすめる本の団体貸出と
出前おはなし会の実施
- 図書館で開催するイベントのチラシ・おすすめ絵本の紹介・絵本を読むこ
との大切さなどを伝えるおたよりの配布
- 保育所購入本の選書協力

③ 小学生向けサービス

- おはなし会の実施
- 「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」におけるしおりの配布、図書
館スタンプラリーやクイズラリーの実施、絵本の福袋の貸出
- 絵本作家による講演会・子どもフェスタ・クリスマス会などの開催
- おすすめの本やその紹介文の展示
- 子ども向け講座（工作・実験・読書感想文の書き方・詩を楽しむ会等）の
実施
- クラスや学年での来館時のおはなし会の実施
- 小学校へのブックトーク・おはなし会の出前サービスの実施
- 学習活動の支援
- 社会科見学等による来館時の図書館案内と概要説明の実施
- 図書館おてっだい体験の実施

④ 中学生・高校生向けサービス

- 「おすすめ本の紹介パンフレット」の配布
- ⁶⁾ ヤングアダルトコーナーの設置
- 中学生向けの事業（読書感想文の書き方・詩を楽しむ会等）の実施
- 学習活動の支援
- 職場体験・インターンシップの受入

4) 子ども読書の日 「子どもの読書活動推進に関する法律」において4月23日を定める

5) 子どもの読書週間 こどもの日（5月5日）を中心に1～14日の2週間

6) ヤングアダルト おおむね12歳から18歳の中学生・高校生を中心とする世代

- ⑤ 障がいのある子ども向けサービス
 - 特別支援学校等のおはなし会と出前おはなし会の実施
 - 特別支援学校等への団体貸出の実施
 - 障がいのある子どもが参加できる行事(子どもフェスタ・クリスマス会等)の開催
- ⑥ 外国籍の子ども向けサービス
 - 外国語を母国語とする子ども向けおはなし会と団体貸出の実施
 - 外国語絵本の選書購入
- ⑦ 子どもにかかわる大人向けサービス
 - 地域の文庫への支援・協力
 - 図書館ボランティアの支援・連携の強化
 - 団体での利用者登録の推進の強化
 - 親、祖父母のための読み聞かせ講座やわらべうたを楽しむ会の実施
 - 児童館購入本の選書協力
- ⑧ 子どもの読書活動にかかわる人材の育成
 - 市立図書館職員のスキルアップ研修の実施
 - 新任学校司書の実務研修の実施
 - 学校図書館と市立図書館の職員合同研修の実施
 - 保育所・幼稚園・認定こども園及び児童館職員の読み聞かせ講座の実施
 - 図書館ボランティアの質の向上や育成のための講座の実施
- ⑨ 読書環境の整備・充実
 - 小学生を対象としたキッズコーナーの設置
 - 中学生・高校生を対象としたヤングアダルト図書の充実
 - 調べ学習や総合的な学習の時間に対応できる参考資料や地域資料の充実
 - 0歳から楽しめる乳幼児図書の充実
 - 小中学校図書館と市立図書館のネットワーク化による横断検索の実施

(2) 成果と課題

市立図書館では、おはなし会や子ども向け講座・大人向け講座等で、子どもや保護者におすすめ本を紹介し、本を読む大切さや楽しさを伝え、また、保育所・幼稚園・認定こども園・学校・地域・行政機関と連携して、より多くの子どもが本と関わるができるように努めてきました。

「子どもの読書活動に関するアンケート調査 2015」の結果によると、小

学生では 66%の児童、中学生では 49%の生徒が市立図書館を「利用している」と答えています。前回アンケートと比べると「利用している」の回答が多少減っていますが、「図書館における児童書の貸出数」や「団体利用貸出数」は増えています。子どもたちの生活環境も変化している今日、市立図書館を利用することは少なくなっても、学校等への団体貸出サービスの充実をとおして本にふれる機会は増えていると考えられます。

一方で、「利用したことがない」と答える児童・生徒もいることから、図書館を利用している児童・生徒はもちろん、利用したことがない児童・生徒の利用を促すために、これまで以上に図書館サービスについてのさまざまな情報発信をおこなうことが必要です。また、保護者にも図書館利用の積極的な働きかけをするために、子どもの行事とあわせて、大人を対象にした絵本の読み聞かせや、子どもの読書に関する講座を充実させる必要があります。さらに、読書活動だけでなく図書館見学・学習活動の支援・職場体験等をとおして、子どもたちが図書館を身近に感じられるような働きかけを推進していくことも重要になります。

今後も図書館の主たる利用者となる乳幼児から高校生までを、良き図書館利用者として育てるために、保護者や多くの人に、赤ちゃんの時期から本とふれあうことの重要性を伝え、読書の意義を認識してもらうことが何よりも大切だと考えます。そのためには、図書館を子どもの読書活動推進の拠点として位置づけ、読書をする意欲を向上させる活動を積極的におこない、保育所・幼稚園・認定こども園・学校・地域・行政機関と協力し、より一層の連携を図ることが重要です。

3 児童館・放課後児童クラブにおける取組・成果と課題

(1) 取組状況

- 幼児教室等での児童館等職員の読み聞かせの実施
- 市立図書館との合同事業「春のおはなし会スペシャル」の実施
- 年間計画に市立図書館の出前おはなし会を位置付け、継続的な読書活動を推進
- 地域の市立図書館の利用推進と団体貸出の活用
- 図書室や図書コーナーの設置

(2) 成果と課題

市内には、児童館（青少年児童センターを含む）が6館、放課後クラブが18ヶ所あります。青少年児童センターには寄付金で設置した「竹川文庫」が誕生し、センター利用者の利用だけでなく、他の児童福祉施設への貸し出しもおこなっています。児童館等の職員に加え、地域のボランティアや母親

クラブ等による読み聞かせやおはなし会などを実施している施設もあります。

平成23年度からは、児童館と市立図書館との合同事業として「春のおはなし会スペシャル」「市立図書館出前おはなし会」などを開始し、平成27年度には、どの館も2回以上の出前おはなし会を実施しています。

「子どもの読書活動に関するアンケート2015」の結果によると、すべての児童館等で職員が毎月読み聞かせを実施しており、また、図書室や図書コーナーも、すべての館に設置されています。

今後も、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す場として、家庭・地域および市立図書館との連携を図りながら、継続して読書活動を推進していくことが大切です。

4 保育所・幼稚園・認定こども園における取組・成果と課題

(1) 取組状況

- 誕生会・おはなし会・毎日の午睡前・延長保育時等での読み聞かせの実施
- 民間団体や市立図書館と連携したおはなし会の実施
- 保護者会をとおして家庭での読み聞かせの重要性を啓発
- 地域の市立図書館の利用推進と団体貸出の活用
- 保育士及び幼稚園教諭の読書活動推進のための研修会の実施
- 児童図書の充実

(2) 成果と課題

市内には、保育所が公立13ヶ所、私立4ヶ所、幼稚園が1ヶ所、認定こども園が3ヶ所あります。保育所・保育園では、保育教材として乳幼児から就学前までの年齢別月刊絵本の購入をおこない、保育に活用しています。また平成22年度には、子育て創生事業の一つとして、各保育所に図書の整備がされ、図書コーナーの設置や保育士による読み聞かせや貸し出しなどをおこない、読書環境の充実に取り組んできました。この結果、市内ほぼ全ての施設に図書コーナーが設置されました。

「子どもの読書活動に関するアンケート調査2015」の結果によると、絵本や物語にふれる機会の提供としての日々の読み聞かせは、すべての保育所・幼稚園・認定こども園において、様々な活動の中で実施されています。また、市立図書館とのかかわりについては、団体貸出以外に、催し物への参加者も年々増えています。今後も、継続して本にふれる時間を持つことを保護者に呼びかけていくことが大切です。

5 小学校・中学校・高等学校における取組・成果と課題

(1) 取組状況

- 全校一斉読書の実施
- 教職員や児童生徒の「おすすめの本」の紹介文作成と展示
- 学校独自の推薦図書や必読図書の選定
- 学年たてわり読書や親子読書の実施
- 図書集会の実施
- 学校司書や教職員による読み聞かせや⁷⁾ブックトークの実施
- 読書ボランティアや保護者ボランティアによる読み聞かせ等の実施
- 図書だよりや新着図書案内の発行
- 図書委員会によるしおりやポスター等の作成
- 図書館内の掲示や展示の工夫
- テーマや季節に合った資料の展示や紹介
- 小中学校図書館間の相互貸借の実施
- 小中学校図書館と市立図書館のネットワーク化による横断検索の実施
- 新任学校司書の市立図書館での実務研修の実施
- 小中学校図書館と市立図書館の職員合同研修の実施

(2) 成果と課題

学校では従来から読書の大切さを認識し、生涯にわたる読書生活の基礎づくりとして、さまざまな取り組みをおこなっています。

『⁸⁾朝の10分間読書』などの全校一斉読書は、「毎朝実施」「週に数回実施」「期間を決めて実施」など、時間の取り方は学校によって異なりますが、市内の全公立小中学校で実施しています。

読み聞かせについては、全ての小学校で、朝読書の時間・図書の時間・読書週間など、さまざまな機会を捉えて実施しています。読み聞かせを担当する職員も、学級担任や学校司書だけでなく、管理職を含めた学校職員全員のほか、図書委員・保護者ボランティア・地域のボランティアなど多くの方々が関わっています。中学校では読み聞かせの機会は少なくなりますが、朝読書や読書週間、オリエンテーションなどの時間を利用して、可能な範囲で読み聞かせを実施しています。

このような取り組みの成果もあり、「子どもの読書活動に関するアンケート調査 2015」の結果によると、小学校では93%の児童が、本を読むことが「好き」「どちらかといえば好き」と答えています。この数値は、前回と変わっていませんが、細かく内容をみると、「好き」と答えている児童が5年

⁷⁾ ブックトーク あるテーマに沿って複数の本を紹介し、読書意欲を起こさせる活動

⁸⁾ 朝の10分読書 学校ぐるみで毎朝10分間を読書の時間に充てる活動

前より 4%増えています。中学校では 84%の生徒が、本を読むことが「好き」「どちらかといえば好き」と答えており、前回の調査より 4%増えています。また、授業時間以外の学校図書館の利用については、小学校では 94%の児童が、中学校では 87%の生徒が利用していると答えています。この数値も前回の調査より増えています。

一方で本を読むことが「どちらかといえばきれい」「きれい」と答える児童・生徒は、小学校 4 年生で 4%、5 年生で 8%、6 年生で 9%と前回 5 年前の調査と数値がほとんど変わっていません。一方で、中学校 2 年生では 15%と前回の調査より 5%減っています。学年が進むにつれて数値が増える傾向は前回と変わりませんが、中学校では読むことがきれいな生徒が減っています。また、授業以外には学校図書館を利用したことがないという児童・生徒は、小学校で 5%、中学校で 13%です。これは前回の調査に比べて小学校で 3%、中学校で 4%と減少傾向にあります。

このようなアンケートの結果から、小学校では、より多くの読書好きな子どもたちを育てるために、引き続きその子どもの興味関心や発達段階に応じた読書指導や、子ども自らが読書の楽しさを知り、読書の幅を広げ、読書体験が深まるような機会を提供することが大切であると考えます。また、忙しくなる生活の中で、読書離れをさせないように、子どもたちの興味関心を把握した魅力的な読書への働きかけと、読書時間を確保し読書習慣が定着できるような環境づくりも大切だと考えます。

中学校では、アンケートの結果から、少しずつ取り組みの成果が現れていることがうかがえます。これからも、多忙を極める生活の中で読書の時間を確保し読書習慣を定着させることが重要です。また、読書活動を通じて生涯にわたって自ら学ぼうとする習慣は、急激に変化し複雑化していく社会の中で大切なものの一つであることを伝えていくことも必要です。

市内にある高等学校 2 校では、「朝の 10 分間読書」を実施しています。また、図書館通信や新着図書案内などの広報活動や、進路や季節に合わせた展示などを工夫し、読書週間や読書月間などには、全生徒と教職員の「おすすめの本」の紹介文を展示するなどの取り組みもおこなっています。「朝の 10 分間読書」が年間をとおした取り組みとして定着し、定期的に学校図書館を利用する生徒がいる一方で、普段あまり図書館に足を運ばない生徒を、いかに本に結びつけ、読書の楽しさを体験させるかが課題となっています。

本から学ぶことの大切さを知ることは、思春期の生徒にとって日常生活の中で自分自身と対話する時間を持つためにも必要です。市内の各高等学校、市立図書館・教育機関・家庭等の連携により、不読者が増加するという中学生・高校生への読書アピールを進めていく必要があります。

子どもたちが、読書を生きる糧のひとつとして豊かな生活体験を重ねていくために、学校においてはすべての教職員の協力のもと、市立図書館との連携を図りながら、子どもの主体的、意欲的な学習活動・読書活動を充実させる指導が重要です。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における読書活動の推進

(1) 施策の方向性

家庭の日常生活をとおして、子どもに読書の楽しさを伝えることは、その後の人生に大きな影響を与えても過言ではありません。子どもは、親子で読書した喜びや楽しさ、物事を知ることの喜びにより多くの本と出会うようになります。

家庭において子どもの読書習慣の基盤がつくられるよう、今後も引き続き支援活動を充実します。また、保護者をはじめ、子どもにかかわる大人に対して読書の重要性についての理解を図り、読書をとおした「親子の時間」がより一層確保できるよう推進します。

(2) 具体的な取組

① 家庭における読み聞かせなどの読書活動の普及

- 読み聞かせや親子読書の推進
- 家族みんなで読書を楽しむ「家読（うちどく）」など家庭読書の推進
- 「家庭の日」を利用した「親子で一緒に図書館に行こう」運動の普及

② 地域との連携

- 愛育会・青少年育成会・子どもクラブ・高校生保護者会等との連携
- 図書館や児童館等で開催されるおはなし会等への参加の普及

③ 読書環境の整備・充実

- 子どもたちが身近なところで読書ができる環境整備の推進

2 市立図書館における読書活動の推進

(1) 施策の方向性

子どもたちが、読書に親しみ本の世界を楽しむことができるよう、子どもと本を結ぶさまざまな事業をさらに充実し、年齢に応じた子どもへのより細やか

な読書支援をおこないます。また、子どもにかかわる大人に対し、子どもの読書に対する理解を深め、多くの大人が子どもの読書の良き支援者・協力者となるよう今後も引き続きサービスを展開していきます。

(2) 具体的な取組

① 乳児向けサービス

- ブックスタート事業の充実
- 赤ちゃん向けおはなし会の充実
- 親子プレイルームなどでの、絵本の魅力や読み聞かせについての講座の実施
- 乳児健診などに出向いてのおはなし会の実施

② 幼児向けサービス

- おはなし会の充実
- 「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」行事の充実
- 「読書週間」行事の充実
- 保育所・幼稚園・認定こども園等の園児来館時のおはなし会と団体貸出の実施
- 保育所・幼稚園・認定こども園への図書館職員がすすめる本の団体貸出と出前おはなし会の実施
- 図書館で開催するイベントのチラシ配布の継続・おすすめ絵本の紹介・絵本を読むことの大切さなどを伝えるおたよりの配布
- 保育所購入本の選書協力

③ 小学生向けサービス

- セカンドブック事業の実施
 - 「1年生にすすめる本のリスト」とリストの中から選んだ本1冊を新1年生に配布し、学童期の読書活動を支援
- おはなし会の充実
- 「子ども読書の日」や「子ども読書週間」行事の充実
- 「読書週間」行事の充実
- 子ども向け講座（工作・実験等）の充実
- クラスや学年での来館時のおはなし会の充実
- 小学校へのブックトーク・おはなし会の出前サービスの実施
- 学習活動の支援
- 社会科見学等による来館時の図書館案内と概要説明の実施
- 小学生向けふるさと教育の支援
- 図書館おてっだい体験の実施

- ④ 中学生・高校生向けサービス
 - 「おすすめの本の紹介パンフレット」の作成
 - ヤングアダルトコーナーの充実
 - 市内中学校・高校の図書委員と図書館との交流
 - 中学生・高校生向けの事業（朗読会・読書会等）の充実
 - 学習支援のための⁹⁾ パスファインダーの作成
 - 職場体験・インターンシップの受入
 - 中学生・高校生向けふるさと教育の支援

- ⑤ 障がいのある子ども向けサービス
 - 特別支援学校等のおはなし会と出前おはなし会の実施
 - 特別支援学校等への団体貸出
 - 障がいのある子どもが参加できる行事（子どもフェスタ・クリスマス会等）の開催

- ⑥ 外国籍の子ども向けサービス
 - 図書館見学の案内
 - 外国語を母国語とする子ども向けおはなし会と団体貸出の実施

- ⑦ 子どもにかかわる大人向けサービス
 - 児童館や放課後児童クラブへの支援・協力
 - イベント案内・児童館購入本についての選書協力・団体貸出等
 - 地域の文庫への支援・協力
 - イベント案内・団体貸出等
 - 保護者や子どもにかかわる大人を対象に、子どもの本に対する理解を深めることを目的とした講座の実施
 - 図書館ボランティアの支援・連携の強化
 - 団体での利用者登録の推進

- ⑧ 子どもの読書活動にかかわる人材の育成
 - 市立図書館職員のスキルアップ研修の実施
 - 新任学校司書の実務研修の実施
 - 学校図書館と市立図書館の職員合同研修の実施
 - 保育所・幼稚園・認定こども園及び児童館職員の読み聞かせ講座の実施
 - 図書館ボランティアの資質向上や育成のための講座の実施

⁹⁾ パスファインダー 特定の主題に関する資料・情報を収集するにあたって、図書館で提供できる資料を主体に関連資料・情報の紹介をすること

⑨ 読書環境の整備・充実

- 児童館等地域における読書環境整備の支援
- 障がいのある子どもたちが利用しやすい読書環境の整備
- 年代別ブックリストの作成と推薦図書の情報提供
- 読書離れが著しい中学生・高校生を対象としたヤングアダルト図書の充実
- 学習活動支援のための参考資料や地域資料の充実
- 0歳から楽しめる乳幼児図書の充実
- 外国語図書の充実
- 障がいのある子どもが楽しめる特殊資料等の充実
- 職員のスキルアップ研修の実施
- 子どもの読書相談や¹⁰⁾レファレンス体制の確立
- 学校図書館と市立図書館の相互協力の拡大
- 読書通帳サービスの活用
- キッズコーナーの活用
(小学生専用の机と椅子を用意し読書や調べ学習などに利用)
- ふるさと人物室の活用 (ふるさと教育の支援)

3 児童館・放課後児童クラブにおける読書活動の推進

(1) 施策の方向性

市内6館の児童館（青少年児童センターを含む）と18ヶ所の放課後児童クラブにおいては、子どもが読書に親しめるよう、読み聞かせやおはなし会などを実施しています。以前はどの館にも図書が少なく、遊びの時間が優先されていましたが、平成23年度に各児童館・放課後児童クラブに選定図書を購入し、読書活動の推進に取り組んできました。

「子どもの読書活動に関するアンケート2015」の結果によると、すべての児童館等から「市立図書館と協力して読書を推進していきたい」等の意見・要望がありました。今後も市立図書館等との交流を継続し、連携を図りながら子どもの読書活動を推進していきます。

(2) 具体的な取り組み

- ① 絵本や物語にふれる機会の提供
 - 事業の中で読み聞かせを積極的に実施
 - 民間団体や市立図書館と連携してのおはなし会の実施
 - 保護者会をとおして家庭での読み聞かせの重要性を啓発
 - 地域の市立図書館の利用推進と団体貸出の活用

¹⁰⁾ レファレンス 利用者からの質問に図書館で得られる情報をもとに答えるサービス

② 児童館等の職員の意識の高揚

- 読書活動推進のための研修会（読み聞かせ講座等）の実施
- おはなしの時間（読み聞かせ）の実施
- 選定図書を購入
- 市立図書館からの団体貸出の活用
- 市立図書館出前おはなし会の実施

③ 保護者への啓発

- お知らせや保護者会をとおして家庭での読書を推進

④ 児童館等の利用者への図書貸出等

- 図書コーナーを整備し、幼児や児童とその保護者への図書貸出の実施

⑤ 市立図書館・児童館等の合同事業の開催

- 読書啓発事業の実施

4 保育所・幼稚園・認定こども園における読書活動の推進

(1) 施策の方向性

幼稚園教育要領、保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「言葉」の領域に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」ことが求められています。保育所・幼稚園・認定こども園において、指導計画の中に子どもたちが絵本等に親しむ活動を継続的に取り入れ、子どもたちの生活習慣や情操教育、学習指導ができるような活用をおこなっていきます。また、絵本をとおして家庭における親子のふれあいの時間を確保し、引き続き、家庭・地域および市立図書館との連携を図りながら読書活動を推進していきます。

(2) 具体的な取り組み

① 絵本や物語にふれる機会の提供

- 誕生会・おはなし会・毎日の午睡前・延長保育時等での読み聞かせの実施
- 民間団体や市立図書館と連携したおはなし会の実施
- 地域の市立図書館の利用推進と団体貸出の活用

② 保育士・教員の意識の高揚

- 保育所・幼稚園・認定こども園の読書活動推進のための研修会（読み聞かせ講座等）の実施
- おはなしの時間（読み聞かせ）の実施

○選定図書を購入

③ 保護者への啓発

○保育所だより等を活用し園児におすすめ図書を紹介

○保護者会をとおして家庭での読み聞かせの重要性を啓発

④ 図書貸出

○絵本コーナーを活用した、在園児とその保護者への図書貸出の実施

⑤ 市立図書館・保育所等の合同事業の開催

○読書啓発事業の実施

⑥ 読書環境の整備・充実

○幼児が日常的に絵本にふれることのできる環境づくり

○市立図書館との連携による発達段階に応じた図書の選定および購入

○絵本コーナーなどの読書スペースの確保

5 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進

(1) 施策の方向性

教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育としておこなわれる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第5号)が新たに規定されました。

また、子どもたちの読解力向上が課題とされる中、平成20年の学習指導要領の改訂において、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされています。

そのような中で学校図書館は、自由な読書の間として想像力や思考力を育て豊かな心を育む「読書センター」の機能、授業に役立つ資料を備え学習支援を行う「学習センター」の機能、確かな知識を得ようとする姿勢を培い主体的に読み解く力や創造的表現力を育てる「情報センター」としての機能という3つの大切な役割を果たしていかなければなりません。そしてまた、小学校時代に形成された読書習慣が中学校、高等学校を経て大人へとより豊かに継続していくことを踏まえた長期的な展望をもつことが大切です。

一方で教職員には、読むことの楽しさを積み重ね、個に応じた知的好奇心を高める指導が求められます。また、問題意識を触発・伸長して、必要な情報を

幅広く収集し・吟味・判断・発信する力（¹¹情報リテラシー）を身につける指導のあり方も必要不可欠です。

教育基本法・学校教育法・学校図書館法・学習指導要領を踏まえ、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校をとおして、すべての教科において読書活動の推進を図ることが必要です。

（２）具体的な取組

① 教職員の研修機会の提供

○子どもの読書活動に関する研修（情報提供・学習会等）の実施

② 教育課程への読書活動の位置づけ

○読書指導の年間計画作成

○資料の展示や授業内容に合わせた学校独自のブックリスト作成

○情報活用能力の育成に関する学習の計画的導入

○パスファインダーの作成

③ 読書時間の確保

○全校一斉読書や読み聞かせなどの実施

○朝の読書・帰りの読書などの継続的な取り組みの実施

④ 図書委員会活動の活性化

○日常的な活動（学校図書館の環境整備・本の紹介等）の充実

○図書集会の実施

○学園祭などでの展示や発表

⑤ 保護者や地域との連携

○おはなし会（読み聞かせ・¹²ストーリーテリング・¹³パネルシアター等）や朗読会などの開催

○親子読書の実施

⑥ 読書環境の整備・充実

○各学校の教育課程に応じた図書館資料の構築

○多様な学習に対応するための図書以外の資料の収集と整備

○学校図書館がその機能を発揮するための、読書や学習に対応できる十分な

11) 情報リテラシー 情報を使いこなす能力のこと

12) ストーリーテリング 物語を覚えて子どもたちに対して語ること

13) パネルシアター パネルを舞台としてそれに絵人形や背景画をつけて展開する芝居

- スペースの確保や必要な備品の整備
- 司書教諭や図書館主任および学校司書が、その専門性を活かし職務を遂行するための協力体制の推進
- 司書教諭や図書館主任と協働して、学校図書館の活動を支える専門職員である学校司書の全校専任配置の継続
- 学校図書館にかかわる司書教諭・図書館主任・学校司書の研修の充実
- 学校独自の推薦図書や必読図書の選定
- 各種たより（図書だより・学校だより等）の活用

第4章 推進体制の整備と広報・啓発の推進

1 関係機関等の連携

(1) 行政機関との連携

市は、教育・保健福祉をはじめとする各部局の連携を図りながら、子どもの読書活動推進に積極的に取り組むとともに、各家庭・地域・学校の活動推進に関する取り組みを促し支援します。また、本計画を実効性のあるものにするため、関係機関の相互の連携を深め、子どもの読書活動推進に関する情報の交換に努めます。中でも本計画推進に大きな役割が期待される市立図書館や学校にあっては、専門的な職員の配置や図書資料の整備が重要であり、そのために図書館司書と学校司書との緊密な連携を図っていきます。

(2) 市立図書館と各種団体の連携・協力

市立図書館は、児童・生徒への学習支援として、学校図書館へ授業などで必要とする資料の貸し出しやレファレンスサービスなどをおこないます。また、図書館の見学や職場体験活動を希望する児童・生徒を積極的に受け入れ、それまで培われてきた読書活動をより活発にするようお互いの連携を図ります。

地域での子どもの読書活動を推進していくために、子どもにかかわるすべての部署や団体と連携を図り、子どもたちが本と出会うためのさまざまな取り組みを支援します。

2 ボランティア・民間団体との協働

市立図書館のおはなしボランティアとして9グループが登録されています。各館で定期的におこなっているおはなし会のほか、春のおはなし会スペシャル・子どもフェスタ・クリスマス会・おはなし会出前サービスに協力をいただ

いています。多くの図書館行事を実施するうえで、図書館ボランティアの力はなくてはならないものです。

図書館ボランティア代表者会議を年1回開催して情報交換をおこなっていますが、この計画をさらに推進するために、ボランティア・民間団体とのより一層の協働を図ります。

3 広報・啓発の推進

子どもの読書活動を広く推進していくためには、地域住民にこの意義を周知していく必要があります。そのためには組織や団体と協力し、さまざまな形態をとおして多くの人を知る機会を増やすことができるように努めます。

(1) 「子ども読書の日」等における広報啓発の推進

ポスターやリーフレットなどにより「子ども読書の日」の周知を図るとともに、市立図書館や学校などで「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」を中心に、読書活動を取り入れた授業や、子どもが参加できる行事を開催し啓発に努めます。

(2) 各種の情報の収集と提供

- ① 小学生から高校生までの図書委員やボランティアなどと連携し、本の紹介・読書感想文・図書館行事などの情報チラシの作成をおこないます。
- ② 市広報やインターネットのホームページを利用して、子どもの読書活動推進に関する情報を提供していきます。また、どの本を読んだらよいかわからない子どもや保護者の参考になるよう、子どもの年齢に応じたおすすめ本などのブックリストを作成し提供していきます。
- ③ 家庭における子どもの読書の必要性について保護者の理解を促すため、学校だよりや保育所等での保護者への通信、各種団体の情報誌等への掲載などをおして啓発していきます。また、地域住民・学校・行政・図書館が協働して、家庭内での読書の呼びかけや悪書追放運動等に取り組みます。

第5章 計画の推進に向けて

1 成果指標

前回、第2次計画の推進にあたり、子どもの読書活動が効果的に遂行されているかを客観的に測るために、平成22年度の数値を基に、平成27年度にはすべての数値が増加していることを目標としました。比較すると、貸出冊数と図書館登録者数以外は、数値が増加しているという結果が得られました。

第3次計画の推進にあたっては、平成32年度には平成27年度と比較してすべての数値が増加していることを目標にします。

	指 標		(平成22年)	(平成27年)
1	1ヶ月間に本を3冊以上 読む子どもの割合	小学生4.5.6年生	83 %	90 %
		中学生2年生	41 %	48 %
2	小学校1年生の家庭で、子どもに週3回以上本 を読んであげた割合		42 %	69 %
3	0歳～18歳の市民一人あたりの市立図書館 資料貸出数		6.19 点	4.77 点
4	市民における0歳～18歳の市立図書館登録 者数の割合		55.44 %	49.36 %
5	市立図書館における児童書の貸出数の割合		39.56 %	40.43 %
6	市立図書館における団体 貸出数	小学校	722 冊	2,066 冊
		中学校	256 冊	243 冊
		保育所・幼稚園	2,468 冊	6,949 冊

※ 数値は次の資料による

- ・「子どもの読書活動に関するアンケート調査 2010」
- ・「子どもの読書活動に関するアンケート調査 2015」
- ・「南アルプス市立図書館の概要 2011」
- ・「南アルプス市立図書館の概要 2016」

参 考 資 料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 南アルプス市子どもの読書活動推進協議会設置要綱
- 3 南アルプス市子どもの読書活動推進協議会委員名簿
- 4 活動施設一覧
- 5 子どもの読書活動に関するアンケート調査 2015

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 南アルプス市子どもの読書活動推進協議会設置要綱

平成20年1月31日

教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 南アルプス市子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の効果的な推進を図るため、南アルプス市子どもの読書活動推進協議会(以下「推進協議会」という)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の進行管理に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動推進に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会の委員は、委員12名以内を持って組織する。

- 2 委員は、子どもの読書活動推進に係わる市民、学識経験者、学校教育関係者及び市職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 この推進協議会は会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長の指名による。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、教育委員会図書館事務局が行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成23年12月2日教育委員会告示20号)

この告示は、平成23年12月2日から施行する。

3 南アルプス市子どもの読書活動推進協議会委員名簿

選 出 区 分	氏 名	役 職 名
図書館協議会代表	安達 映美	図書館協議会会長
市立小中学校PTA代表	三浦 聖人	南アルプス市連合PTA会長
保育所幼稚園保護者会代表	鞠子 徹	南アルプス市保育所保護者会 会長
図書館ボランティア代表	齊藤 順子	でんでんむしの会 代表
市立小学校校長代表	堀内 訓	大明小学校校長
市立中学校校長代表	小田切雅裕	楡形中学校校長
市立小中学校図書館主任代表	長沼 純子	南湖小学校教諭
市立小学校図書館司書代表	名取みよ子	豊小学校司書
市立中学校図書館司書代表	三枝 真里	若草中学校司書
市子育て支援課代表	野田 剛	子育て支援課課長
市学校教育推進課代表	飯窪 俊貴	学校教育推進課課長
市立図書館代表	上田 弥生	市立図書館館長

4 活動施設一覧

		施 設 名			
保 育 所		放課後児童クラブ		小 学 校	
市 立	八田保育所	市 立	八田児童クラブ	市 立	八田小学校
	巨摩保育所		白根源児童クラブ		芦安小学校
	白根東保育所		白根飯野児童クラブ		白根源小学校
	百田保育所		白根東児童クラブ		白根東小学校
	白根保育所		白根百田児童クラブ		白根飯野小学校
	若草保育所		芦安児童クラブ		白根百田小学校
	櫛形中央保育所		わかくさ児童クラブ		若草小学校
	櫛形北保育所		若草北児童クラブ		若草南小学校
	櫛形西保育所		若草南児童クラブ		小笠原小学校
	豊保育所		小笠原児童クラブ		櫛形北小学校
	落合保育所		小笠原第二児童クラブ		櫛形西小学校
	南湖保育所		櫛形北児童クラブ		豊小学校
	大明保育所		櫛形西児童クラブ		大明小学校
	私 立		たちばな保育園		櫛形豊児童クラブ
十日市場保育園		櫛形豊第二児童クラブ	南湖小学校		
さくらんぼ保育園		甲西落合児童クラブ	南アルプス市子どもの村小学校		
ポッポの家		甲西大明児童クラブ			
幼 稚 園		甲西南湖児童クラブ	中 学 校		
私立	バンビバイリンガル幼稚園	児 童 館		市 立	八田中学校
認定こども園		八田児童館	芦安中学校		
私 立	マコト愛児園	若草なかよし児童館	白根御勅使中学校		
	小笠原幼稚園	おおケヤキ児童館	白根巨摩中学校		
	みだい幼稚園	白根児童館	若草中学校		
		青少年児童センター	櫛形中学校		
		甲西児童館	甲西中学校		
			私立	南アルプス市子どもの村中学校	
				高 等 学 校	
				県 立	巨摩高等学校
					白根高等学校

ひろげよう子どものせかい

～南アルプス市子どもの読書活動推進計画 第3次～

発 行 南アルプス市教育委員会

発行日 平成29年3月31日

編 集 南アルプス市立図書館

山梨県南アルプス市小笠原 1060-1

電 話 055-280-3300

F A X 055-284-7101